**女性による女性のための相談会＠しずおか　規約**

第１条（名称）

本団体の名称を「女性による女性のための相談会＠しずおか」とする。

第２条（設立年月日）

本団体の設立は、２０２３年８月１５日とする。

第3条（事務所）

〒410-0055　沼津市高島本町3-16-801

第４条（入会資格）

本団体は、原則として、この団体の目的に賛同し、女性の人権・貧困問題の解決に取り組む個人を以て組織する。

第5条　（目的）

本団体は、貧困問題、とりわけ新型コロナウイルス（Covid-19）感染症拡大を経て顕在化した、生活基盤の脆弱、その他困難を抱えるなどの女性に対する相談・支援活動に取り組むことを目的とする。

第6条　（役員）

本団体運営のために次の役員を置く。役員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。

(1)役員選出の規定と職務：総会にて出席会員の過半数からの支持を必要とし、民主的な

方法で選出するものとし、代表1名（森田和子）、会計1名（安田紀子）、監事1名（高原博美）を置く。

代表は、本会の代表として会務を総括、監事は、会計及び資金状況を監査し、代表、その他役員の業務遂行を監査する。

(2)役員の解任：職務の遂行に堪えない状況にある場合、職務上の業務違反　役員としてふさわしくない行為があった場合は、臨時総会の議決により解任するものとする。

第7条　（会議）

本団体の会議は、年１回開かれる総会と、会員員による定例会とする。

　（1）総会の招集：代表が招集し、会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができないものとし、議決については、出席した会員の過半数を以て決する。

（2）総会はこの規定に定めるものの他、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

第8条（運営）

本団体の運営は、団体・個人からの寄付並びに趣旨に賛同する団体の交付する助成金等を以て充てる。

第9条（個人情報）

本団体において得た個人情報は、個人の人権尊重の理念の下に、慎重かつ適正な取り扱いを図り、第三者への提供、利用を禁止するものとする。

第10条（共有持分権、分割請求権）

団体所有の資産に対する共有持分権、分割請求権はなく、解散時には他団体に全額寄付することとする。

第11条　(会計)

本団体の経費の収入は寄付金及び助成金等でまかなう。支出は、会場費、宣伝費、カフェ、マルシェ、事務局費、運動費、支援費等とする。

本団体の会計年度は、毎年８月１日から翌７月３１日までとする。

第12条　（規約の変更）

規約の変更は、総会役員会において総会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することはできない。

付則：1．この規約は、2024年8月15日から施行する。